

熊本県公報

号外 第 65 号の 2
平成 16 年 12 月 22 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程	(情報企画課) 1
○地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程	(") 2
○地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する監査規程	(") 7
○地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(") 8
○熊本県電子署名規程	(私学文書課) 13
○熊本県文書規程の一部を改正する訓令	(") 14
登 載 依 頼	
○熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(企 業 局) 16
○熊本県企業局電子署名規程	(") 16
○熊本県企業局文書規程の一部を改正する規程	(") 16
○熊本県選挙管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(選挙管理委員会) 18
○熊本県選挙管理委員会電子署名規程	(") 18
○熊本県監査委員に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(監 査 委 員) 18
○熊本県監査委員電子署名規程	(") 18
○熊本県労働委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(地方労働委員会) 18
○熊本県労働委員会電子署名規程	(") 19
○熊本県有明海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(熊本県有明海区漁業調整委員会) 19
○熊本県有明海区漁業調整委員会電子署名規程	(") 19
○天草不知火海区漁業調整委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(天草不知火海区漁業調整委員会) 19
○天草不知火海区漁業調整委員会電子署名規程	(") 19
○熊本県内水面漁場管理委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(熊本県内水面漁場管理委員会) 20
○熊本県内水面漁場管理委員会電子署名規程	(") 20
○熊本県議会事務局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程	(議会事務局) 20
○熊本県議会事務局電子署名規程	(") 20

訓 令

熊本県訓令第 33 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各地方出先機関

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程を次のように定める。

平成 16 年 12 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証方針決定機関に関する規程
(目的)

第 1 条 この規程は、総合行政ネットワーク基本要綱(平成 13 年 3 月 27 日総合行政ネットワーク運営協議会制定。以下「基本要綱」という。)第 43 条第 4 項の規定により、地方公共団体組織認証基盤における認証方針の決定を行い、証明書の発行及び利用についての責務を担うため、地方公共団体組織認証基盤における熊本県の認証方針決定機関を設置するとともに認証方針決定機関の適切かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開鍵 公開鍵暗号方式（互いに類推できない一対の鍵を用いる暗号方式をいう。以下同じ。）で使用される電子的な鍵対のうち公開される方の鍵をいう。
- (2) 証明書 公開鍵及び証明対象（地方公共団体における役職若しくは職責、電子申請等に利用されるサーバ類又は相互に認証を行う認証局をいう。）を識別する情報からなるデータに、地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局（以下「熊本県認証局」という。）によって、当該情報の正当性を保証する電子署名が付与されたもので、文書交換証明書、職責証明書、アプリケーション証明書及び相互認証証明書をいう。
- (3) 公開鍵証明書 証明書のうち、文書交換証明書、職責証明書及びアプリケーション証明書をいう。
- (4) 秘密鍵 公開鍵暗号方式で使用される電子的な鍵対のうち公開鍵証明書の発行を受けた者のみが利用可能な鍵をいう。
- (5) 鍵情報等 熊本県認証局によって発行された公開鍵証明書及び当該公開鍵証明書に対応する秘密鍵並びに当該公開鍵証明書及び当該秘密鍵を格納した格納媒体をいう。
- (6) CP 地方公共団体組織認証基盤におけるすべての地方公共団体の認証局に共通する鍵情報等の発行方針及び利用に関する原則として総合行政ネットワーク運営協議会が定め、かつ、熊本県が承認したものであって、公開鍵証明書に関するものから構成されるものをいう。
- (7) CPS 地方公共団体組織認証基盤におけるすべての地方公共団体の認証局に共通する認証局の管理運営に関する原則として総合行政ネットワーク運営協議会が定め、かつ、熊本県が承認したものであって、都道府県域認証局運用規程、アプリケーション認証局運用規程及びブリッジ認証局運用規程から構成されるものをいう。

(地方公共団体組織認証基盤の管理運営組織)

第3条 熊本県は、地方公共団体組織認証基盤の管理運営のための組織として熊本県認証局を設置し、熊本県認証局には次の各号に掲げる機関を置く。

- (1) 認証方針決定機関
- (2) 認証局運営機関
- (3) 監査機関

(認証方針決定機関の位置付け)

第4条 前条第1号に掲げる認証方針決定機関（以下「認証方針決定機関」という。）は、熊本県認証局の管理運営に係る方針を決定する最高意思決定機関とする。

2 認証方針決定機関の構成に関し必要な事項は、別に定める。

(認証方針決定機関の役割)

第5条 認証方針決定機関は、次の各号に掲げる事項について、決定する。

- (1) 第3条第2号に掲げる認証局運営機関（以下「認証局運営機関」という。）に関する事項
- (2) 熊本県における鍵情報等の利用に関する事項
- (3) 認証局運営機関に対する監査に関する事項
(規程の整備)

第6条 認証方針決定機関は、次の各号に掲げる規程を整備しなければならない。

- (1) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程
- (2) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県鍵情報等利用規程
- (3) 地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する監査規程
(認証方針決定機関の責務)

第7条 認証方針決定機関は、CP及びCPSに基づき、認証局運営機関が適正かつ円滑に機能するようにしなければならない。

(監査)

第8条 認証方針決定機関は、第3条第3号に掲げる監査機関に、認証局運営機関への監査を定期又は随時に実施させなければならない。

2 認証方針決定機関は、前項の監査により改善を要するとされた事項については、認証局運営機関に速やかに適切な措置を講じさせなければならない。

(その他)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部（局）課（総室・室）
各地方出先機関

地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局運営機関に関する規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県知事 潮谷義子